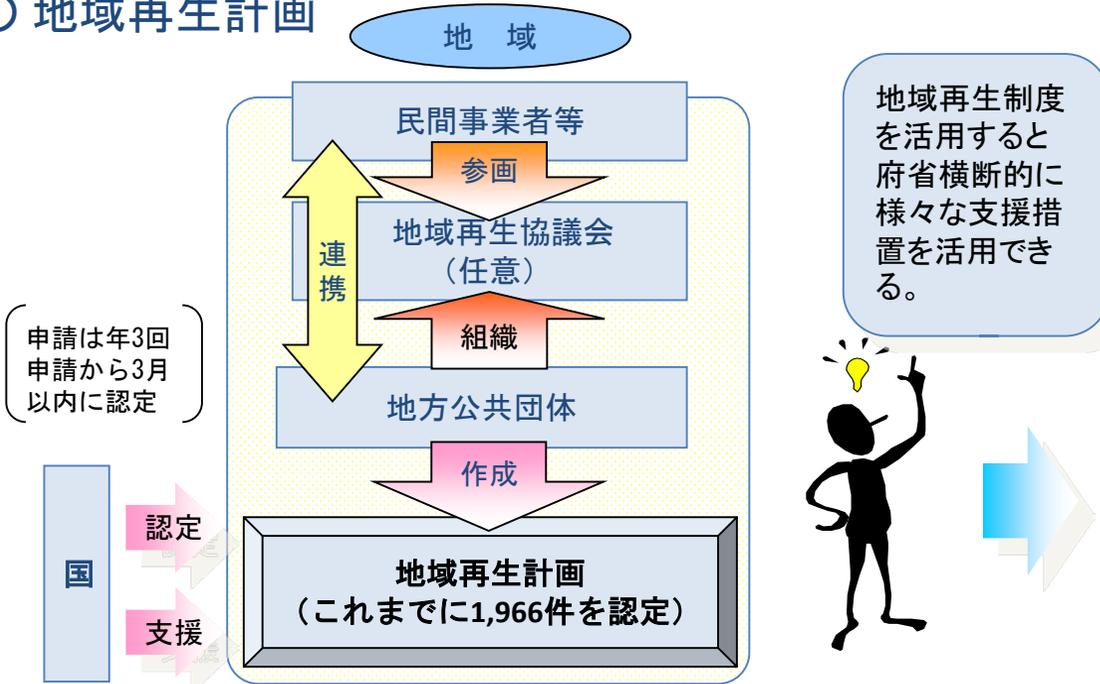


# 地域再生制度の概要

## ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

## ○ 地域再生計画



「地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）」（平成27年8月10日施行）

「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成  
生活・福祉サービスを一定のエリア内に  
集め、周辺集落と交通ネットワーク等で  
結ぶ「小さな拠点」の形成を促進

企業の地方拠点強化の促進

- ・本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置
- ・農村地域への農業関連産業等の導入促進

## 主な支援措置メニュー

### ◆「地域再生計画」と連動

#### ■「地域再生法」に基づく施策

##### ① 地域再生基盤強化交付金

- ・道整備交付金
- ・污水处理施設整備交付金
- ・港整備交付金

##### ② 地域再生支援利子補給金

##### ③ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

##### ④ 農地等の転用等の許可の特例※

※「地域再生法の一部を改正する法律」で創設  
（平成26年12月15日施行）

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

#### ■ それ以外の連動施策

- ・ 地域再生戦略交付金※  
※平成26年度補正、平成27年度当初予算に計上
  - ・ 実践型地域雇用創造事業
  - ・ 外国人研究者等に対する入国申請  
手続に係る優先処理事業
  - ・ 都市農村共生・  
対流総合対策交付金
- 内閣府 —  
— 厚生労働省 —  
— 法務省 —  
— 農林水産省 —  
等